

ひとりで 悩んでいませんか？

～DV被害者支援ガイド～



令和5年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」では、「配偶者から被害を受けたことがある」と答えた人は女性の約4人に1人、そのうち、女性の約5人に1人は命の危険を感じた経験があるということです。

このようなことから、DVは他人事ではなく、身近な問題となっています。

山形市男女共同参画センター

令和8年4月改訂

もくじ

1	DVIについて	3
	(1)DVチェックリスト.....	3
	(2)DVの形態.....	3
	(3)DVのサイクル	4
	(4)DVが与える影響	4
2	支援について	5
3	相談等の窓口について	6
	(1)山形市の相談窓口	6
	(2)山形市以外の相談窓口	7
4	山形市の各相談窓口について	8
	(1)DVに関する相談	8
	(2)ファースト相談室	8
	(3)外国人相談窓口	9
	(4)住民基本台帳事務における支援措置制度の相談.....	10
	(5)犯罪被害者等支援に関する窓口での相談	11
	(6)日常生活での困りごと相談	12
	(7)国民健康保険に関する相談.....	12
	(8)後期高齢者医療保険に関する相談	13
	(9)健康相談	13
	(10)医師による精神保健福祉相談	14
	(11)医師による依存症相談.....	14
	(12)精神保健福祉士・保健師によるこころの相談.....	15

(13)母子等の健康に関する相談	15
(14)生活保護に関する相談	16
(15)高齢者虐待の相談.....	16
(16)介護保険に関する相談	17
(17)障がい者の自立支援に関する相談.....	18
(18)障がい者虐待・権利擁護(障がい者差別)に関する相談	19
(19)女性・ひとり親家庭相談	20
(20)児童・子育て家庭の相談	20
(21)児童手当などの各種手当制度の相談.....	21
(22)こども医療給付制度の相談.....	22
(23)親子健やか医療給付制度の相談.....	23
(24)市営住宅への入居相談.....	24
(25)転校に関する相談.....	24
(26)少年電話相談・少年メール相談	25
5 一時保護等について.....	26
(1)緊急に避難する	26
(2)一時的に別の場所に避難する	26
6 保護命令について	27
(1)保護命令の種類.....	27
(2)保護命令の申立てのながれ	28

1 DVについて

DVは**人権侵害**であり、**犯罪**です。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や交際相手など、親密な関係にある(あった)人から振るわれる暴力です。

(1)DVチェックリスト

- ☐ 殴る、蹴る、首を絞める、突き飛ばす
- ☐ 馬鹿にする、罵る、怒鳴る
- ☐ 何を言っても相手にせず無視する
- ☐ 「お前は何もできない」「役立たず」などと侮辱する
- ☐ 24 時間監視して自由な行動を制限する
- ☐ 友人・実家との付き合いを制限する
- ☐ 外出・電話・メール・手紙などをチェックする
- ☐ 自由になるお金を渡さない、生活費を渡さない
- ☐ パートナーの名義で借金をさせる
- ☐ 避妊に協力しない

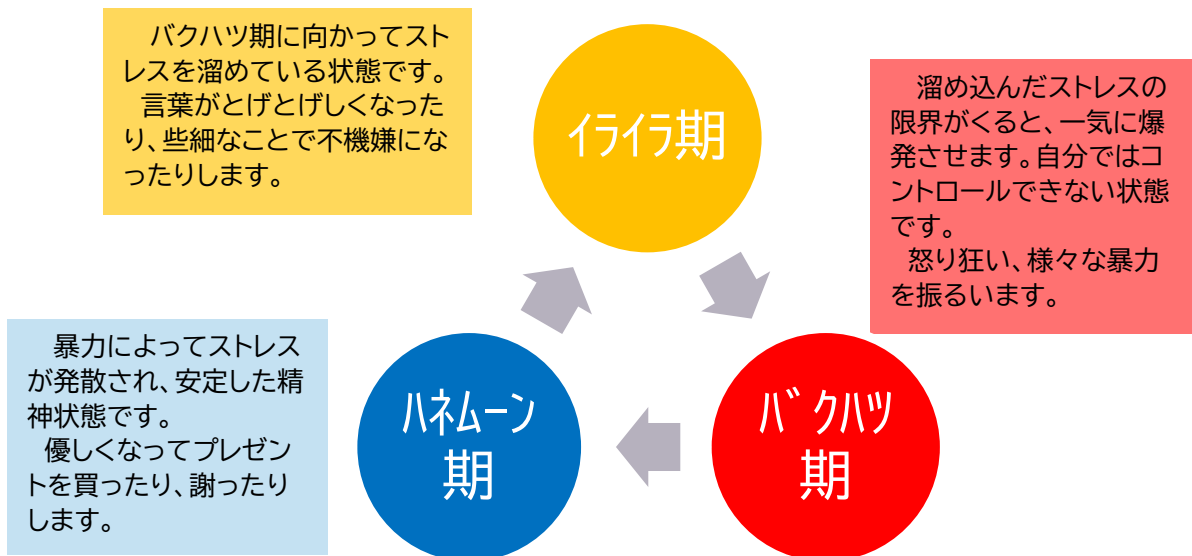
上のリストのうち、チェックがついたものがありましたか？

状況にもよりますが、ひとつでもチェックがつけば、DVの可能性あります。

(2)DVの形態

身体的暴力 ・殴る ・蹴る ・突き飛ばす ・物を投げつける ・首を絞める など	精神的暴力 ・大声で怒鳴る ・無視する ・人前で侮辱する など	性的暴力 ・性行為を強要する ・避妊に協力しない ・中絶を強要する など
社会的暴力 ・相手の生活や行動を無視、制限する ・友人との付き合いを制限、独占しようとする など	経済的暴力 ・生活費を渡さない ・外で働くことを禁止する ・パートナーの貯金を勝手に使う など	子どもを巻き込んだ暴力 ・子どもを取り上げる ・子どもの前で暴力を見せつける ・子どもに悪口を言わせる など

(3)DVのサイクル



DVにはサイクルがあり、被害者は「優しい時もあり、自分をもっとしっかりすれば彼(彼女)の暴力もなくなる」などと思い込んでしまうことも少なくありません。

イライラ期→バクハツ期→ハネムーン期を繰り返し、循環も徐々に早くなりエスカレートしていく傾向があります。

(4)DVが与える影響

被害者に与える影響

被害者は暴力により、ケガなどの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD(心的外傷後ストレス障がい)に陥るなど、精神的な影響を受けることもあります。

PTSDとは…自然災害、人為災害、犯罪被害等の後に生じる精神障がい。配偶者等からの繰り返される暴力被害の後に発症することがあり、暴力を受けた時の苦痛が蘇ったり、物音や刺激に過敏に反応したり、不眠やイライラが続いたりすることなどがあります。

子どもに与える影響

暴力を目撃したことにより、子どもに様々な心身の症状が現れることもあります。また、暴力を目撃しながら育った子どもは、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。(子どもの面前でのDVは、児童虐待と定義されています。)

2 支援について

もしDVを受けてしまったら…

山形市は各機関と連携して、DVに悩むあなたを支援します。
秘密は守ります。各相談窓口へご相談ください。

相談したい・話を聞いてほしい

男女共同参画センター 「ファース」

DVに関する相談や情報提供などを行っています。

山形市役所

相談内容に応じて各窓口で連携しながら対応します。

山形県警察本部 山形警察署

24時間いつでも相談できます。

詳しくは[6・7ページ](#)をご覧ください。

配偶者等から逃げたい

山形県女性相談支援センター 「配偶者暴力相談支援センター」

DV被害にあわれた方の相談を受け付けています。

山形市役所

DV被害にあわれた高齢者や障がい者の保護について相談を受け付けています。

山形県警察本部 山形警察署

一時保護や裁判所への手続きについて相談を受け付けています。

詳しくは[26ページ](#)をご覧ください。

引き離してほしい

山形地方裁判所

危険を感じる場合、裁判所が「保護命令」を下すことで、相手方が近づけないよう法的に保護します。

詳しくは[27・28ページ](#)をご覧ください。

3 相談等の窓口について

相談したい・話を聞いてほしい

相談内容に応じて、以下の窓口で相談に対応します。ひとりで悩まず、ご相談ください。

(1) 山形市の相談窓口

相談等の窓口	連絡先	相談内容等	ページ
山形市男女共同参画センター「ファール」	023-645-8077	DVに関する相談 ファール相談室	8
山形市役所	山形市旅籠町 2-3-25 Tel023-641-1212(代表)		
市民課	内線 387、934	住民基本台帳事務における支援措置制度の相談	10
		犯罪被害者等の支援に関する相談	11
市民相談課	内線 240、241	日常生活での困りごと相談	12
国民健康保険課	内線 362	国民健康保険に関する相談	12
	内線 353、359	後期高齢者医療保険に関する相談	13
生活支援課	内線 552	生活保護に関する相談	16
長寿支援課	内線 651、652	高齢者虐待の相談	16
介護保険課	内線 662、842～849	介護保険に関する相談	17
障がい福祉課	内線 580、589、590、621	障がい者の自立支援、障がい者虐待・権利擁護(障がい者差別)に関する相談	18,19
こども家庭支援課	内線 579	女性・ひとり親家庭相談	20
	内線 575、558	児童手当などの各種手当制度の相談	21
	内線 559、576	こども医療、親子健やか医療に関する相談	22,23
こども家庭センター	内線 368、369、546、574、841	母子等の健康に関する相談	15
		児童・子育て家庭に関する相談	20
学校教育課	内線 483、484	転校に関する相談	24
青少年指導センター	023-631-4425	少年電話相談・少年メール相談	25
山形市保健所	山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル		
健康増進課	023-616-7272 023-616-7275	健康相談	13
		医師による精神保健福祉相談	14
		医師による依存症相談	14
		精神保健福祉士・保健師による相談	15
母子保健課	023-647-2280	母子等の健康に関する相談	15
国際交流センター	023-647-2275	外国人相談窓口	9
市営住宅管理センター	023-673-0300	市営住宅への入居相談	23

(2)山形市以外の相談窓口

相談等の窓口	連絡先	相談内容等
DV相談ナビ (内閣府男女共同参画局)	#8008	DV等に関する相談 毎日 24 時間
配偶者暴力相談支援センター (女性相談支援センター)	023-627-1196	DV等に関する相談 月～金 8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)
チェリア相談室 (山形県男女共同参画センター「チェリア」)	023-629-8007	悩みや不安に関する相談 月・火・水・木・土 9:00～17:00 金・日・祝日 13:00～17:00 (毎月第1・3・5月曜日、第3日曜日、年末年始を除く)
男性ほっとライン (山形県男女共同参画センター「チェリア」)	023-646-1181	男性が抱える様々な悩みや不安に関する相談 毎月第1・第2・第3水曜日 19:00～21:00 (年末年始を除く)
警察安全相談 (山形県警察本部)	#9110 または 023-642-9110	身近な不安や犯罪に関する相談 毎日 24 時間
山形警察署	023-627-0110	身近な不安や犯罪に関する相談 毎日 24 時間
みんなの人権110番	0570-003-110	女性の人権に関する相談 月～金 8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)
法テラス山形	0570-078381	法的トラブルに関する相談 月～金 9:00～17:00 受付(祝日、年末年始を除く)
ふれあい総合相談所 (山形市社会福祉協議会)	023-645-8177	困りごと相談、法律相談、人権相談など 月～金 13:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)
生活サポート相談窓口 (山形市社会福祉協議会)	023-676-7223	経済的な不安や困りごとの相談 月～金 8:30～17:30(祝日、年末年始を除く)
やまがた性暴力被害者 サポートセンター 「べにサポ やまがた」	#8891 または 023-665-0500	性犯罪や性暴力に関する相談 月～金 10:00～19:00(祝日、年末年始を除く) ※上記以外の時間は全国コールセンターにつながり 24 時間 365 日相談可能

生命の危険を感じたときは迷わず**110番**

4 山形市の各相談窓口について

(1)DVに関する相談

窓口

男女共同参画センター「ファース」
(山形市城西町二丁目2-22 山形市総合福祉センター4階)

電話／FAX

023-645-8077 ／ 023-645-8055

E-MAIL

fala@city.yamagata-yamagata.lg.jp

内容

DVに関する電話相談、面接相談を行っています。また、DVに関する情報、DVに関する各相談窓口の情報提供を行っています。相談の内容が多岐にわたる場合、市の担当課と連絡・調整します。

対象者

山形市在住のDV被害者、相手方、DV被害者等の関係者など

申請方法

特にありません。面接相談の場合、相談室の準備のため事前に電話をいただくとスムーズです。

その他

ひとりで悩まずにご相談ください。

受付時間:月～金 9:00～17:15(祝日・年末年始を除く)

(2)ファース相談室

窓口

男女共同参画センター「ファース」
(山形市城西町二丁目2-22 山形市総合福祉センター4階)

電話／FAX

023-645-8077 ／ 023-645-8055

■ 内容

○一般相談(女性カウンセラーによる心の悩み相談)

月曜日	14:10～18:20	火曜日	9:10～11:30	水曜日	14:10～18:20
木曜日	9:10～12:30	金曜日	9:10～11:30	土曜日	9:10～12:30
日曜日	14:10～16:30				

○法律相談(弁護士による法律に関わる悩み相談)

原則毎月第2～4水曜日(16:10～18:00)

○健康相談(助産師による女性の体に関わる悩み相談)

随時(ファーストにお問い合わせください)

■ 対象者

山形市・寒河江市・上山市・村山市・天童市・東根市・尾花沢市・山辺町・中山町・河北町・西川町・朝日町・大江町・大石田町在住の方、または、山形市在勤・在学の方

■ 申請方法

事前予約制。電話にてお問い合わせ・ご予約ください。

受付時間:月～土 9:00～17:15(祝日・年末年始を除く)

※法律相談については、相談希望月の1日から予約受付。ただし、当月1日が日曜・祝日・振替休日・年末年始の場合は、休み明けの最初の月曜日～土曜日がその月の予約受付開始日になります。

■ その他

相談日・相談時間は変更になる場合があります。詳しくは電話にてお問い合わせください。

(3)外国人相談窓口

■ 窓口

国際交流センター

(山形市城南町一丁目1-1 霞城セントラル2階)

■ 電話／FAX

023-647-2275 / 023-647-2278

■ E-MAIL

kouryu@city.yamagata-yamagata.lg.jp

■ 内容

「外国人相談窓口」を開設しています。市役所での手続き、日常生活での悩みや子育て・健康の悩みなどの一般相談と、在留資格・婚姻・相続などの専門的なことを行政書士の方に質問できる専門相談があり、無料で相談ができます。

相談する場所

一般相談：国際交流センター窓口

専門相談：国際交流センター内 民間団体活動室

開催日時と対応できる言語

一般相談：常時開設 センター開館日の 9:30～18:00 【英語・中国語・韓国朝鮮語】

専門相談：毎月第1・3水曜日 11:00～15:00 【英語・中国語・韓国朝鮮語】

なお、令和8年4月は第2・3水曜日、5月は第3水曜日のみとなります。

※上記のほか、電話予約により、タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語での相談もできます。

対象者

外国人や外国人のご家族等

申請方法

特にありませんが、専門相談の場合は、相談の内容を事前にお知らせいただければ、よりの確なアドバイスができます。

休館日

月曜日、祝日、年末年始、月曜日が祝日と重なった時の翌日

(4)住民基本台帳事務における支援措置制度の相談

窓口

市民課(市役所1階2番窓口)

電話／FAX

023-641-1212 内線 387・934 ／ 023-624-8411

E-MAIL

shimin@city.yamagata-yamagata.lg.jp

内容

○住民基本台帳事務における支援措置

DV及びストーカー行為等の相手方が、「住民基本台帳の一部の写し」の閲覧や「住民票の写し」の交付、「戸籍の附票の写し」の交付の制度を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図るための制度です。

対象者

山形市に住民登録されている方で、次のいずれかに該当する方。

A 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)

配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命または身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

B ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)

ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあり、かつ、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

C 児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)

児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあり、または監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるものについて、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

D その他前記AからCまでに準ずるケース

■ 申請方法

「住民基本台帳事務における支援措置申出書」による申請

(受付時間:8:30~17:00)

支援措置の申出については、相談機関からの意見聴取、または裁判所の発行する保護命令決定書の写しもしくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出により、支援の必要性の確認を行います。詳しくはご相談ください。

(5)犯罪被害者等支援に関する窓口での相談

■ 窓口

市民課(市役所 1 階 2 番窓口)

■ 電話 / FAX

023-641-1212 内線 387・934 / 023-624-8411

■ E-MAIL

shimin@city.yamagata-yamagata.lg.jp

■ 山形市犯罪被害者等支援条例が制定されました【令和4年4月1日】

総合的に相談をお受けする窓口を設け、この冊子にある具体的な相談先にうまくつなげていくことができるようにご相談をお受けします。不安に思われること、どこに相談すればよいかわからないことなどがありましたらご相談ください。

対象者

○山形市内にお住まいの方、山形市に通勤・通学されている方ほか

お住いの市町村により相談対応が異なる場合がございますのでご了承ください。

(6)日常生活での困りごと相談

窓口

市民相談課(市役所1階)

電話／FAX

023-641-1212 内線 240、241 ／ 023-624-8418

E-MAIL

sodan@city.yamagata-yamagata.lg.jp

内容

日常生活の中の困りごとについて、電話や面接で相談を行っています。また法律相談等の専門相談窓口についての情報提供を行っています。

対象者

特にありません。

申請方法

特にありません。

その他

相談先がわからないときなど、ひとりで悩まずにご相談ください。

(7)国民健康保険に関する相談

窓口

国民健康保険課(市役所1階7番国保加入・離脱窓口)

電話／FAX

023-641-1212 内線 362 ／ 023-624-8396

E-MAIL

kokuho@city.yamagata-yamagata.lg.jp

内容

DV被害者の国民健康保険への加入について、相談を行っています。

対象者

74歳までの方

申請方法

保護命令決定通知書の写しや相談機関の証明書が必要となる場合があります。まずはご相談ください。

(8)後期高齢者医療保険に関する相談

窓口

国民健康保険課(市役所1階9番窓口)

電話／FAX

023-641-1212 内線 353・359 ／ 023-624-8396

E-MAIL

kokuho@city.yamagata-yamagata.lg.jp

内容

後期高齢者医療資格確認書等の再発行、保険料に関するご相談等

対象者

- ①山形市に住所を有する75歳以上の被保険者
- ②山形市に住所を有する65歳から74歳までの一定の障がいがある被保険者
- ③高齢者の医療の確保に関する法律第55条に該当する住所地に入院・入所する被保険者

(9)健康相談

窓口

山形市保健所 健康増進課(山形市城南町一丁目1-1 霞城セントラル4階)

電話／FAX

023-616-7272 ／ 023-616-7276

E-MAIL

kenko@city.yamagata-yamagata.lg.jp

内容

健康に関する電話相談、面接相談を行っています。医療機関への受診の仕方などについて、保健師が相談に応じています。

対象者

健康に関しての不安、悩みのある方ご本人やそのご家族

相談方法

電話・来所による相談

※来所相談を希望される方は、事前に電話でお問い合わせください。

日時

月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

(10)医師による精神保健福祉相談

窓口

山形市保健所 健康増進課(山形市城南町一丁目1-1 霞城セントラル4階)

電話／FAX

023-616-7275 / 023-616-7276

内容

こころの病気に関する不安や悩みについて、精神科医師が面接相談をお受けします。

日時

おおよそ月1回(予約制)

対象者

眠れない、気分が沈む、お酒の問題で困っている、こころの病気ではないか心配等、問題を抱えるご本人やご家族(ご家族のみの相談も可能)

※精神科・心療内科に通院していない山形市民が対象となります。

申請方法

予約制のため、電話にてご予約ください。

(11)医師による依存症相談

窓口

山形市保健所 健康増進課(山形市城南町一丁目1-1 霞城セントラル4階)

電話／FAX

023-616-7275 / 023-616-7276

内容

アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に関する不安や悩みについて、精神科医師が面接相談をお受けします。

日時

年2回(予約制)

対象者

依存症に関する問題を抱える概ね18歳以上のご本人やご家族(ご家族のみの相談も可能)

申請方法

予約制のため、電話にてご予約ください。

(12)精神保健福祉士・保健師によるこころの相談

窓口

山形市保健所 健康増進課(山形市城南町一丁目1-1 霞城セントラル4階)

電話／FAX

023-616-7275 / 023-616-7276

内容

こころの病気に関する不安や悩みについて、精神保健福祉士・保健師が相談をお受けします。

日時

月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

対象者

こころの病気で悩んでいる方(山形市民の方。通院の有無は問いません。)とその家族

相談方法

電話・来所による相談

※来所相談を希望される方は、事前に電話でお問合せください。

(13)母子等の健康に関する相談

窓口

■山形市保健所 母子保健課(山形市城南町一丁目1-1 霞城セントラル3階)

電話／FAX

023-647-2280 / 023-647-2281

E-mail

boshihoken@city.yamagata-yamagata.lg.jp

■こども家庭センター(市役所2階10番窓口)

電話／FAX

023-641-1212 内線 367・369 / 023-624-8901

内容

母子の健康に関する相談を来所または電話で受け付けています。ひとりで悩まずにご相談ください。

相談の内容によっては、市の担当課または関係機関と連絡・調整します。

対象者

妊婦さんや乳幼児の保護者 など

申請方法

特にありません。来所相談の場合、事前に電話をいただくとスムーズです。

日時

母子保健課：火曜～日曜日 8:30～17:15

※閉庁日：月曜日・祝日・年末年始（日曜日・月曜日が祝日の場合、火曜日も閉庁）。詳細は山形市公式ホームページの「母子保健課開庁日カレンダー」のページをご確認ください。

こども家庭センター：月～金 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）

(14)生活保護に関する相談

窓口

生活支援課（市役所2階25番窓口）

電話／FAX

023-641-1212 内線 552 ／ 023-666-8684

E-MAIL

shien@city.yamagata-yamagata.lg.jp

内容

生活保護の相談（面接・電話）、申請受付を行っています。

対象者

生活に困窮する方ご本人やそのご家族、その関係者の方

申請方法

面接相談の後、生活に困窮する方が生活保護の申請をされたい場合は、ご本人またはそのご家族の方（扶養義務者）から申請書類を記入していただきます。

その他

生活に困ったら、迷わずご相談ください。

(15)高齢者虐待の相談

窓口

長寿支援課（市役所2階28番窓口）

電話／FAX

023-641-1212 内線 651、652 ／ 023-624-8398

E-MAIL

choju@city.yamagata-yamagata.lg.jp

対象者

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは 65 歳以上の方と定義されています。

相談窓口

家族などから虐待を受けている高齢者に心あたりのある方は、早急に上記の窓口にご連絡ください。また、対象者がお住まいの地域包括支援センターでも相談を受け付けます。

高齢者虐待の種類

高齢者虐待とは、高齢者に対して行う次の行為とされています。

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

経済的虐待

養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

方法

高齢者への虐待に気づいた場合、速やかに通報をお願いします。

(16)介護保険に関する相談

窓口

介護保険課(市役所2階27番窓口)

電話／FAX

023-641-1212 内線 662、842～849 ／ 023-624-8887

E-MAIL

kaigo@city.yamagata-yamagata.lg.jp

内容

- ・高齢による身体機能の衰えや、病気やケガなどによって介護が必要となった時には、介護サービスを利用することができます。
- ・介護保険料や介護サービスを利用した時の自己負担額の支払いが難しい場合はご相談ください。

対象者

第1号被保険者(65歳以上の方)

第2号被保険者(40～64歳)の方で、特定疾病により介護が必要となった方

申請方法

各種手続き等については、上記窓口へお問い合わせください。

(17)障がい者の自立支援に関する相談

窓口

障がい福祉課(市役所2階26番窓口)

電話／FAX

023-641-1212 内線 580、589、590、621、549、550 / 023-632-7091

E-MAIL

shogai@city.yamagata-yamagata.lg.jp

内容

心身に障がいがある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、状況に応じて、各種障がい福祉サービスや手当等を支給しています。

主なサービス

障がい福祉サービス等	介護の支援を受ける「介護給付」、自立のための訓練等の支援を受ける「訓練等給付」、地域への移行・定着のため相談等の支援を受ける「地域相談支援給付」があります。
地域生活支援事業	地域の実情に応じ市が定めた事業です。移動支援、日中短期入所などがあります。
補装具等の給付	補聴器、義肢、装具、車いすなどを給付します。
手当等	特別障がい者手当、重度障がい者介護者激励金、重度心身障がい者福祉手当などを支給します。
自立支援医療	身体障がい者手帳の所持者が、その障がいの軽減や機能を回復・改善するために行われる医療に対して給付する「更生医療」と、精神の病気で病院や診療所に通院する際にかかった医療に対して給付する「精神通院医療」などがあります。

対象者

障がいがある方、国が指定する難病に罹患している方(障がい等の種類、程度により受けられるサービスが異なります。)

申請方法

障がい福祉課または最寄りの相談支援センターにお問い合わせください。

山形市が委託している基幹相談支援センター

障がいがある方の身近な総合相談窓口として、山形市が委託している事業所です。

事業所名	住所	電話
山形コロニー相談支援センター	山形市桜田南 1-19	641-2626
向陽園地域生活支援センター心音	山形市江俣 1-9-26	679-3244
地域活動支援センター おーる	山形市城南町 2-4-25	647-4266
山形市社会福祉協議会障がい者相談支援センター	山形市城西町 2-2-22	646-5660
指定相談支援事業所まんさく	山形市蔵王半郷 1366-2	688-3531
ゆあーず	山形市宮町 1-3-36	666-8381

(18)障がい者虐待・権利擁護(障がい者差別)に関する相談

窓口

障がい福祉課(市役所2階26番窓口)

電話／FAX

023-641-1212 内線 580、589、590、621 / 023-632-7091

E-MAIL

shogai@city.yamagata-yamagata.lg.jp

内容

障がい者への虐待に関する相談・対応を行います。

こんな行為が虐待です

身体的虐待	体に傷や痛みを負わせる暴力を加えること。また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。
性的虐待	障がい者に無理矢理(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること。
心理的虐待	障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。
介護・世話の放棄・放置 (ネグレクト)	食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること。
経済的虐待	本人の同意なしで障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。 また、障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

方法

障がい者への虐待に気づいた場合、速やかに通報をお願いします。
基幹相談支援センター(P19)においても相談を受けています。

その他

ひとりで悩まず、ご相談ください。

(19)女性・ひとり親家庭相談

窓口

こども家庭支援課(市役所2階10番窓口)

電話／FAX

023-641-1212 内線579

E-MAIL

kodomofukushi@city.yamagata-yamagata.lg.jp

内容

女性相談(DV)・ひとり親家庭に関する相談を行っています。また、DV・子育てサービス等についての情報提供を行っています。相談の内容によっては、関係機関との連携を図ります。

対象者

DV被害者の方、女性の方(既婚・未婚を問わず)、ひとり親家庭の父親または母親等

申請方法

お電話または面接にてご相談ください。事前に電話をいただくとスムーズです。

その他

ひとりで悩まず、ご相談ください。

(20)児童・子育て家庭の相談

窓口

こども家庭センター(市役所2階10番窓口)

電話／FAX

023-641-1212 内線 841、574、546、368／023-624-8901

E-MAIL

kokasen@city.yamagata-yamagata.lg.jp

内容

児童相談、子育て家庭に関わる相談を行っています。相談の内容によっては、関係機関との連携を図ります。

対象者

児童の養育をしている方等

申請方法

お電話または面接にてご相談ください。事前に電話をいただくとスムーズです。

その他

ひとりで悩まず、ご相談ください。

(21)児童手当などの各種手当制度の相談

窓口

こども家庭支援課(市役所2階10番窓口)

電話／FAX

023-641-1212 内線 575、558 ／ 023-624-8901

E-MAIL

kodomofukushi@city.yamagata-yamagata.lg.jp

内容

○児童手当の受給者の変更

○児童扶養手当(両親または父母の一方がいない状態にある児童の保護者に支給)

○健やか教育手当(両親または父母の一方がいない状態にある小中学生の保護者に支給)

対象者

○児童手当の受給者の変更

裁判所からの保護命令が出されている方、配偶者からDV被害を受け避難していることがわかる方

○児童扶養手当

裁判所からの保護命令が出されている方

○健やか教育手当

裁判所からの保護命令が出されている方

※上記はDV被害者の受給に係る要件の一部であり、その他の受給資格や所得に係る要件があります。

申請方法

対象要件や申請に必要な書類等は手当ごとに異なります。詳しくはご相談ください。

(22)こども医療給付制度の相談

窓口

こども家庭支援課(市役所2階10番窓口)

電話／FAX

023-641-1212 内線 559、576 ／ 023-624-8901

E-MAIL

kodomofukushi@city.yamagata-yamagata.lg.jp

内容

子育て期における経済的負担を軽減するため、お子さんが医療機関を受診した場合の医療費(保険診療分)を県と市が給付する制度で、制度の利用にはあらかじめ申請が必要です。

対象者

山形市に住民登録している0歳児～18歳到達年度末(高校生世代)までのお子さん
所得制限はありません。(ただし、一部負担金を市が負担するための所得判定をさせていただきます。)

親子健やか医療給付制度または重度心身障がい(児)者医療給付制度に登録されている方、生活保護受給者等を除きます。

申請方法

下記の必要書類を添えて、こども家庭支援課(市役所2階10番)窓口で手続きをしてください。

DVにより被害等を受けている場合は、こども医療証に記載の保護者名や送付先の変更等のご相談をお受けします。

必要書類

お子さんの健康保険の資格情報がわかるもの(「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」「マイナポータル健康保険の資格情報画面」等)、こども医療証(お持ちの方のみ)、被保険者または扶養義務者及びお子さんのマイナンバーがわかるもの、身元確認書類

※送付先等の変更を希望する場合は、DV被害を受けていることがわかる書類が必要です。

(23)親子健やか医療給付制度の相談

窓口

こども家庭支援課(市役所2階10番窓口)

電話／FAX

023-641-1212 内線 559、576 ／ 023-624-8901

E-MAIL

kodomofukushi@city.yamagata-yamagata.lg.jp

内容

ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、親またはお子さんが医療機関を受診した場合の医療費(保険診療分)を県と市が給付する制度で、制度の利用にはあらかじめ申請が必要です。

下記の対象者に該当すると認められる場合、親子健やか医療証が交付されます。

対象者

18歳以下のお子さんのいるひとり親家庭等(両親がいる場合であっても障がいや拘禁等または、裁判所からの保護命令を受けていることにより、ひとり親による養育状態である場合も含む)で、親に就労等による収入があり、前年(1～6月申請の方は前々年)の所得税が非課税の方

※所得税が課税の方でも、18歳以下の扶養親族がいるときは扶養控除の加算分を反映して判定しますので該当する場合があります。

※就労できない特別な理由がある方は、対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

申請方法

下記の必要書類を添えて、こども家庭支援課(市役所2階10番)窓口で手続きをしてください。

必要書類

対象者全員分の健康保険の資格情報がわかるもの(「資格情報のお知らせ」または資格確認書)「マイナポータルの健康保険の資格情報画面」等、戸籍全部事項証明書または戸籍謄本※児童扶養手当または山形市健やか教育手当を受けている方は除く)、現在の勤務先からの給与明細(直近3カ月以内のもの、国民健康保険に加入の方のみ)、申請に係る全員分のマイナンバーがわかるもの、身元確認書類

※裁判所からの保護命令を受けた方は、その証明書類も必要です。

(24)市営住宅への入居相談

窓口

山形市市営住宅管理センター
(山形市旅籠町三丁目1-4 食糧会館4階)

電話／FAX

023-673-0300 / 023-673-0301

E-MAIL

shiejyuutaku@cocoa.plala.or.jp

内容

DV被害者の市営住宅への入居相談

対象者

DV被害者

申請方法

入居申込みの際は、入居申込書のほか、住民票の写しや所得額を証する書類等必要書類を添えて、市営住宅管理センター窓口で手続きしてください。

営業日・時間

月曜日～土曜日 8:30～17:30(祝日・年末年始を除く)

(25)転校に関する相談

窓口

学校教育課(市役所8階)

電話／FAX

023-641-1212 内線 483、484 / 023-641-1914

E-MAIL

gakkyo@city.yamagata-yamagata.lg.jp

内容

DVによる被害で、住民票を元の居住地に置いたまま別の場所へ避難した学齢児童生徒が、避難先の学区の山形市立小中学校へ通えるように、学区外通学の手続きを行います。

対象者

DV被害者で、学齢児童生徒の保護者の方

申請方法

学校教育課の窓口での申請が必要です。申請の際は、居所がわかる書類(賃貸契約書など)、世帯全員が記載された住民票(山形市民の方は不要)、加えて、DVに関する相談をした証明書、裁判所からの保護命令決定通知書の写し等をお持ちください。

(26)少年電話相談・少年メール相談

窓口

山形市青少年指導センター(市役所8階 社会教育青少年課内)

電話(直通)

023-631-4425

内容

学校や友達のこと、家庭のこと、進路のこと、いじめや不登校のことなど、不安なことや悩みごとの相談を受け付けています。

対象者

市内に居住、または通勤・通学している、概ね20歳未満の少年またはその保護者など

相談方法

電話相談

下記時間内に上記番号へおかけください。

月曜日～金曜日 13:00～17:00(祝日、年末年始を除く)

メール相談

市公式ホームページにアクセスし、少年メール相談のページにお進みください。



【山形市ホームページ】

その他

「一人で悩まないで相談してみませんか」を合い言葉に、少年相談を実施しています。

相談内容や相談の経過によっては、面談相談(要予約)も行っています。お気軽にご相談ください。

また、SNSでの相談をご希望の方は、厚生労働省、文部科学省、山形県のホームページをご覧ください。



【厚生労働省ホームページ】



【文部科学省ホームページ】



【山形県ホームページ】

5 一時保護等について

配偶者等から逃げたい

暴力を受けた場合、緊急に避難したり、一時的に別の場所に避難したりすることができます。

(1) 緊急に避難する

110番もしくは最寄りの警察署や交番に駆け込んでください。

(2) 一時的に別の場所に避難する

必要な場合、被害者を一時的に保護します。

配偶者暴力相談支援センター

DV被害にあわれた方の相談を受け付けています。

山形市役所

DV被害にあわれた高齢者(65歳以上の方)や障がい者(障がい者手帳を所持している方等)の保護について相談を受け付けています。介護保険サービスや障がい福祉サービス等を利用し、生活の場を確保する制度があります。

6 保護命令について

相手方を引き離したい場合は、**保護命令**により法的に保護されます。

裁判所に申し立てると、相手方に対し、保護命令が出されます。事実婚の場合や元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手・元交際相手に対しても申立てすることができます。

(1) 保護命令の種類

被害者への接近禁止命令 (1 年間)

被害者の身辺のつきまとい、被害者の住居、勤務先等付近の徘徊を禁止する命令です。

以下の 4 つの命令は、被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。

被害者への 電話等禁止命令(1 年間)

被害者に一定の電話や電子メール、SNS 等の送信等を禁止する命令です。

被害者の子への 接近禁止命令(1 年間)

被害者の子(※)の身辺につきまといたり、その子の住居、学校等の付近を徘徊することを禁止する命令です。

※被害者と同居する未成年の子

被害者の子への 電話等禁止命令(1 年間)

被害者の子に対する一定の電話や電子メール、SNS 等の送信等を禁止する命令です。

被害者の親族等への 接近禁止命令(1 年間)

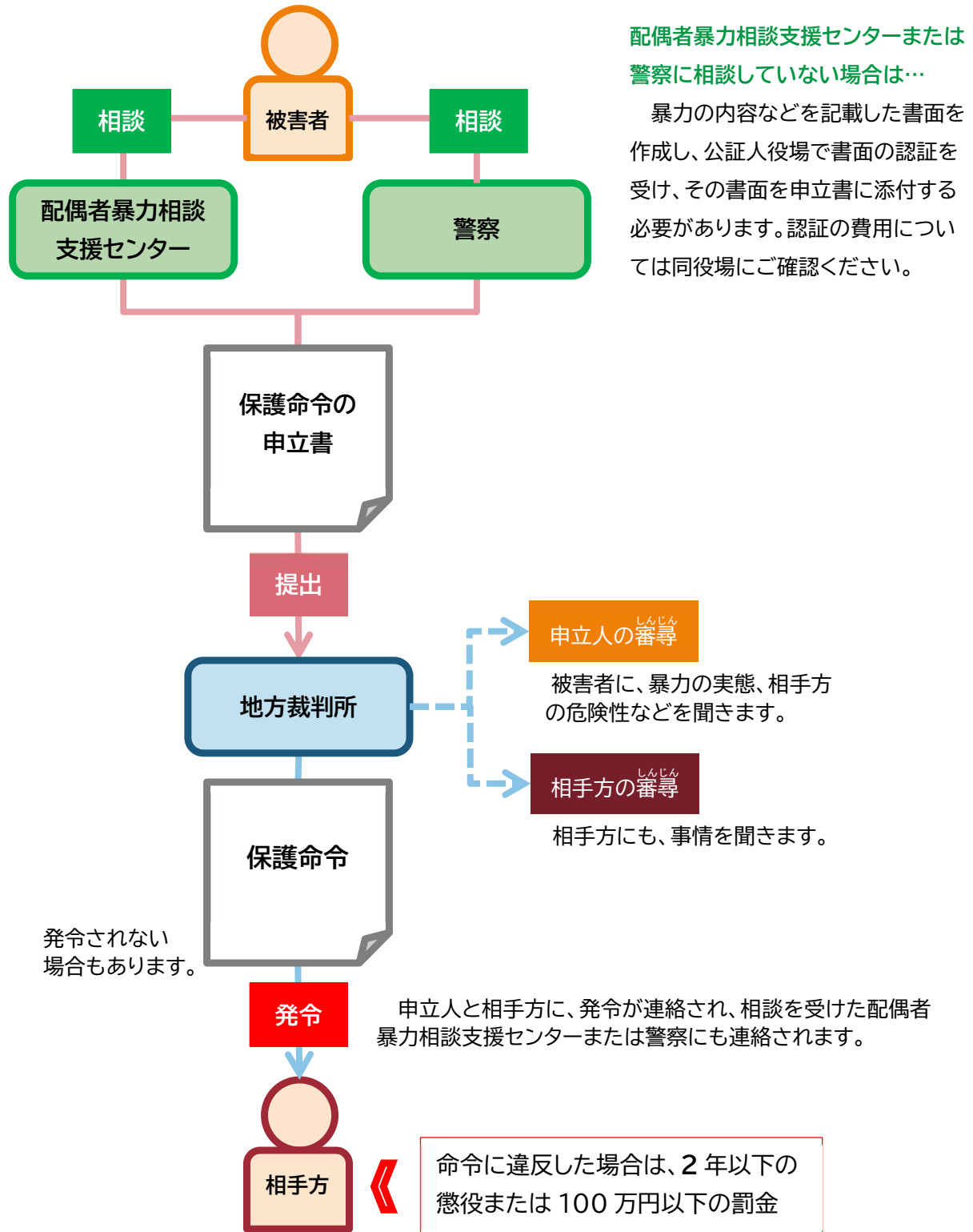
被害者の親族等※の身辺につきまといたり、その親族等の住居、勤務先等の付近の徘徊を禁止する命令です。※被害者の親族(被害者の未成年の子を含む)その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者

退去等命令(2 か月間※)

被害者と共に住む住居から退去することを命じ、その付近を徘徊することを禁止する命令です。※住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申し立てにより、6 か月間

(2) 保護命令の申立てのながれ

保護命令の申立てのながれは以下のとおりになります。申立書の内容や費用など、詳しくは関係機関にお問い合わせください。



このガイドに関するお問い合わせ先

山形市企画調整部男女共同参画センター

TEL:023-645-8077 FAX:023-645-8055

E-MAIL fala@city.yamagata-yamagata.lg.jp